

掲示用

# 飲酒運転の根絶に向けて!!

## 飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為

車籍別別ワースト2  
兵庫、福岡、青森、大阪

図1 車籍別飲酒運転人身事故件数 (出典:警察庁)

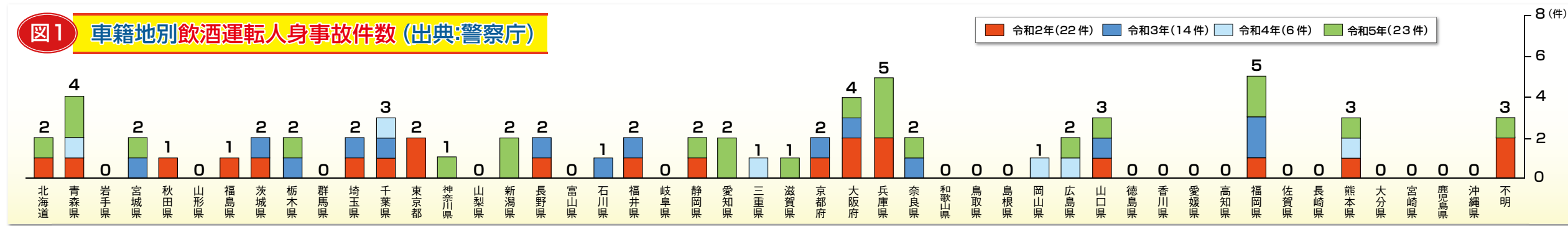


図6 点呼の実施とアルコール検知器の使用

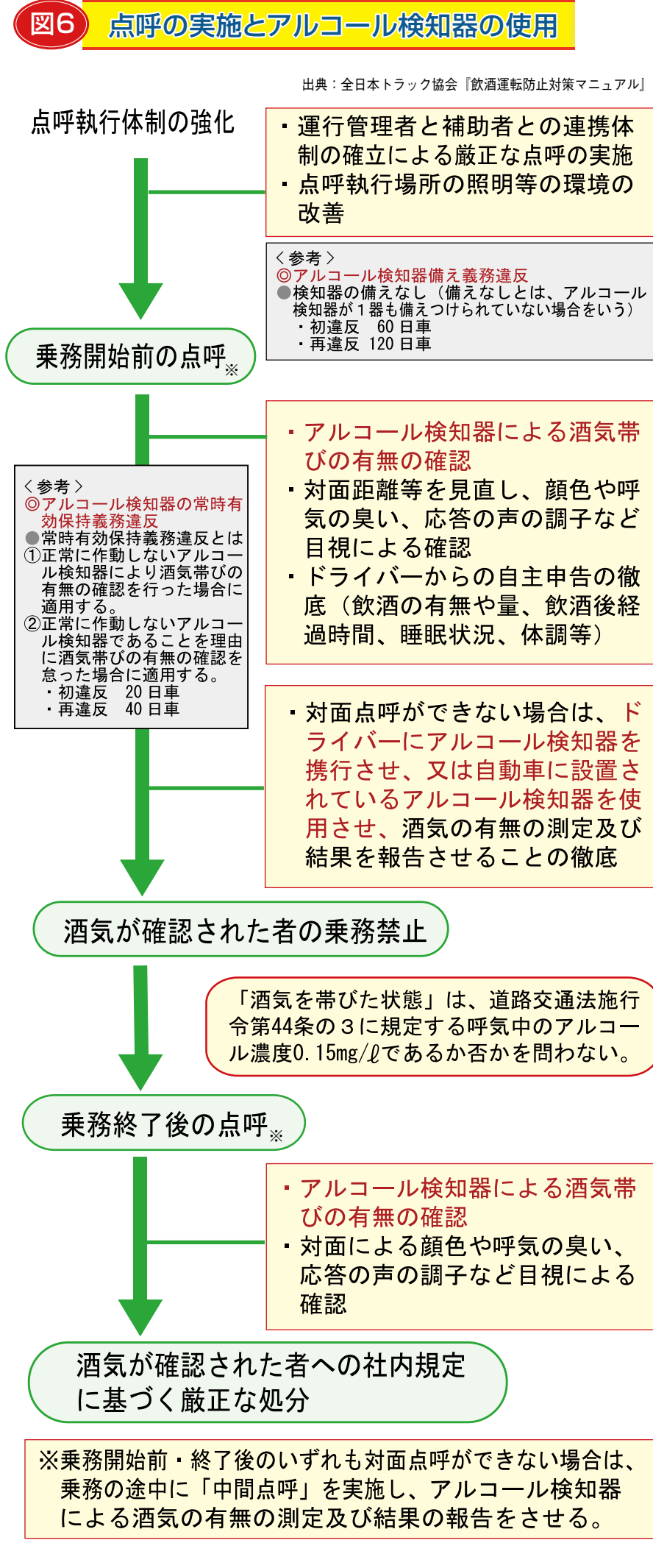


図2 「トラック事業における総合安全プラン2025」における目標

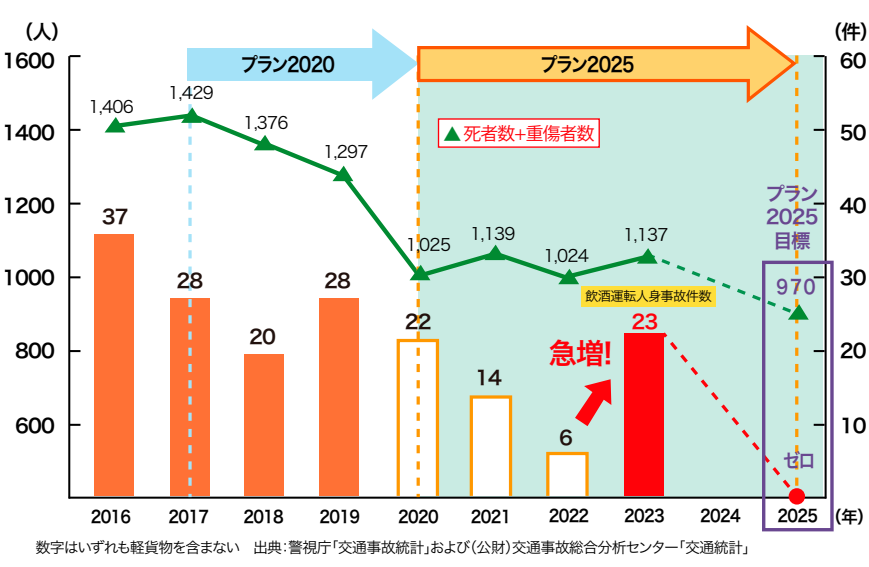


図3 飲酒事案発覚時刻

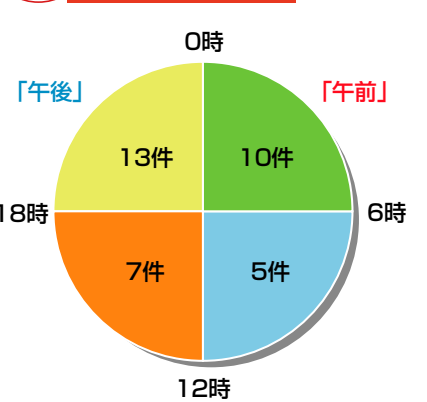


表1 飲酒実態

項目	件数
点呼が実施されなかった事例	15
点呼後の運行中に飲酒した事例	14
調査中	6
計	35

表2 会員・非会員の別(全ト協調べ)

項目	件数	会員	非会員	不明
点呼が実施されなかった事例	15	14	0	1
点呼後の運行中に飲酒した事例	14	10	2	2
調査中	6	4	0	2
計	35	28	2	5

死亡事故などの重大事故に直結する「飲酒運転」が、いまだにあとを絶ちません。酒酔い、酒気帯びなどの飲酒運転はきわめて悪質・危険な犯罪行為であり、ドライバー本人や同乗者等が厳しく罰せられるだけでなく、万一事故を起こせば、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果を招くことになりかねません。また、事業用トラックドライバーが飲酒運転で事故を起こし、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合は、事業者の責任も問われ、事業停止や車両使用停止などの行政処分を受けるだけでなく、社会的信用も失墜し、経営に重大な影響を及ぼすこととなります。

飲酒運転を防止するためには、ドライバーの意識もさることながら、事業者として点呼時のアルコールチェックの徹底が欠かせません。

ここでは、近年の飲酒運転事故の発生状況とともに、点呼の実施とアルコール検知器の使用などについて紹介します。

**事業用トラックにおける近年の飲酒運転事故件数分析**

事業用トラックにおける飲酒運転人身事故件数は35件となっています(図1)。これは、令和元年(2019年)の30件から増加しています。また、令和元年以降は、令和元年(2019年)の30件から増加しています。また、令和元年以降は、令和元年(2019年)の30件から増加しています。

**飲酒運転には運転者にも事業者にも厳しい罰則**

飲酒運転による人身事故(図5)。ひとたび事故などが起これば、社会的信頼性を大きく損ない、取引先からの取引停止などにより経営破綻にも繋がりがかねません。

このように、運転者本人のみならず事業者も、飲酒運転など全ての業界関係者に深刻な事態を引き起こしかねない「飲酒運転」は、絶対に根絶しなければなりません。

運送事業者は、所属運転者への常日頃からの指導・監督はもとより、業務前・業務後の対面点呼時および対面点呼その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に実施(図6)し、「飲酒運転ゼロ」を目指す必要があります。

図4 飲酒運転に対する運転者への罰則



図5 飲酒運転に対する事業者への行政処分

